

栄東まちづくり協議会 定例会資料（2026年2月）

日時 2026年2月5日（木）18:00～

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

<PDFファイルのページ番号>

1. 栄東まちづくり協議会規約の改正について	2
2. 栄東まちづくり協議会事務局規程の改正について	12
3. 専門アドバイザーの推薦について	20
4. 公園整備・活用事業について	21
5. 防犯事業 防犯カメラの維持管理について	22
6. ワンタッチテント用雨どい及びウエイトの購入について	23

■その他

1. 次回定例会の日程について：3月5日（木）18:00～

以上

栄東まちづくり協議会規約の改正について

1. 改正の概要

- ・各種届出や契約等で必要となる団体の所在地を明確にするため、事務局の所在地（現住所）を追記する。
- ・規約内での表記についての軽微な修正（平仮名・漢字の統一など）を行う。
- ・別表の表記を一部変更する。

2. 改正案

- (1) 改正案 : 別紙 1 のとおり（新旧対照表：別紙 2 参照）
- (2) 施行期日 : 2026 年 4 月 1 日

＜審議事項＞

栄東まちづくり協議会規約の改正について、
上記 2 のとおり実施してよろしいか。

栄東まちづくり協議会規約（改正案）

（名称）

第1条 本協議会は、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、名古屋市中区栄四丁目及び五丁目を中心とした栄東周辺地区の環境整備に関するまちづくり事業を企画及び実施することを目的とし、協議会を構成する栄東まちづくりの会、栄東発展会及び一般社団法人栄東女子大小路ビル協会（以下「地域団体」という。）と互いに助け合い、協力し合いながら、地域の個性や特色を生かしたまちづくりを推進するものとする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、地域団体からの要望等に基づき、次の事業を実施する。

- (1) 栄東周辺地区の魅力づくり・にぎわいづくりを目指す事業
- (2) 暮らしやすい地域づくりを目指す事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（委員）

第4条 協議会の委員は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、南武平町北部町内会の会長が他の地域団体の会長と同一の者である場合においては、別表1南武平町北部町内会の項役職等の欄中「会長」とあるのは「左記団体より推薦を受けた者」と読み替えるものとする。

2 委員の選任にあたっては、同一人を複数の団体から重複して選任することはできない。

（支援会員）

第5条 協議会の目的に賛同し、これを支援する個人又は団体は、協議会会議（以下「会議」という。）を経て支援会員となることができる。

2 支援会員は、協議会に関する情報の提供を受けることができる。

（役員及び職務）

第6条 協議会の役員として会長1名、副会長3名を置き、第4条に規定する委員の互選により選出する。ただし、会長は別表3に規定する地域団体に所属する委員から、副会長3名のうち2名はその他の地域団体に所属する委員からそれぞれ選出するものとし、副会長3名のうち1名は名古屋市中区区政部長とする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項における職務代理の順位は、次のとおりとする。

- (1) 委員の互選により選出された副会長
- (2) 名古屋市中区区政部長

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、臨時に委員の中から仮会長を互選し、会長の職務を行わせる。

(監事)

第7条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は2名とし、会長が委嘱する。
- 3 監事2名のうち1名は名古屋市中区区政部総務課長とする。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。
- 5 監事は、協議会の委員を兼ねることができない。

(任期)

第8条 役員及び監事の任期は2年を1期とする。ただし、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

- 2 役員及び監事は、再任を妨げない。
- 3 役員及び監事が任期の途中で退任する場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) 委員が所属する団体等との契約に関すること。
- (6) その他、協議会の運営に関すること。

(会議の招集、運営)

第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件~~又~~は自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。
- 5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、又は、意見を聞くことができる。

7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができます。

(運営会議)

第 11 条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。

2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。

3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議又は調整する。

4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門アドバイザー)

第 12 条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。

3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

(代理等)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、代理人をもって表決を行うことができる。

2 前項による代理人は、会議の出席者とみなすほか、第 10 条第 4 項の規定が準用される。

3 会長は、緊急の場合においては、各委員に書面による賛否を求め、会議の議決に代えることができる。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、港まち・栄東まち活性化事業補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財務に関する事項)

第 16 条 協議会の現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(報告)

第 17 条 協議会の事業については、事業年度終了後、速やかにこれを名古屋市に報告するものとする。

(協議会の解散)

第 18 条 協議会の解散は、会議出席会員の 4 分の 3 以上の議決を必要とする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務を処理するため、名古屋市中区栄五丁目 19 番 4 号 K・POINT ビル 202 号室に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(法令遵守)

第 20 条 協議会の委員及び事務局は、事業の執行に関し、関係法令を遵守しなければならない。

(情報公開)

第 21 条 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため、積極的な情報公開に努めなければならない。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は平成 29 年 3 月 30 日から施行する。

2 平成 29 年 3 月 30 日現在の役員及び監事の任期は第 8 条の定めにかかわらず、同日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は平成 29 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は令和 7 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規約は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 4 条関係)

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1

別表 2(第 4 条関係)

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	都心まちづくり部担当課長(栄開発)
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

別表 3(第 6 条関係)

時期	地域団体
令和 7 年 4 月から令和 9 年 3 月まで	栄東発展会
令和 9 年 4 月から令和 11 年 3 月まで	栄東まちづくりの会
令和 11 年 4 月から令和 13 年 3 月まで	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会

令和 13 年 4 月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、同月から 2 年ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。

栄東まちづくり協議会規約（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）
(会議の招集、運営) 第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。 2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件又は自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。 5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、又は、意見を聞くことができる。 7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができる。	(会議の招集、運営) 第10条 会議は会長が招集し、会長を議長とする。 2 会議は、在籍委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。 3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長、副会長及び委員は、自己もしくは父母、配偶者、子の一身上に関する事件または自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、会議の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。 5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明を受け、または、意見を聞くことができる。 7 会議は、原則公開とする。ただし、会議の議決により非公開とすることができます。
(運営会議) 第11条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。 2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。 3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議又は調整する。 4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。 5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(運営会議) 第11条 運営会議は会長が招集し、会長を議長とする。 2 運営会議は、会長、副会長及び事務局職員で構成する。 3 会議に提案する必要な事項については事前に運営会議で協議または調整する。 4 会長は、必要に応じて協議会委員などの関係者の出席を求めることができる。 5 前各項に定めるもののほか運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局) 第19条 協議会の事務を処理するため、 <u>名古屋市中区栄五丁目19番4号K・POINTビル202号室</u> に事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。	(事務局) 第19条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
附 則 この規約は平成27年9月30日から施行する。 附 則 この規約は平成28年4月1日から施行する。 附 則 1 この規約は平成29年3月30日から施行する。	附 則 この規約は平成27年9月30日から施行する。 附 則 この規約は平成28年4月1日から施行する。 附 則 1 この規約は平成29年3月30日から施行する。

栄東まちづくり協議会規約（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）
<p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかかわらず、同日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は平成29年4月24日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成29年12月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和6年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和7年4月24日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 平成29年3月30日現在の役員及び監事の任期は第8条の定めにかかわらず、同日から平成31年3月31日までとする。</p> <p>附 則 この規約は平成29年4月24日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成29年12月20日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は平成31年3月19日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和3年3月22日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和3年4月15日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和6年4月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は令和7年4月24日から施行する。</p>

別表1(第4条関係)

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1

別表1

所属	役職等	委員数
栄東まちづくりの会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1
栄東発展会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1

栄東まちづくり協議会規約（新旧対照表）

新（改正案）			旧（現行）		
一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会	会長	1
	左記団体より推薦を受けた者	1		左記団体より推薦を受けた者	1
南武平町北部町内会	会長	1	南武平町北部町内会	会長	1

別表2（第4条関係）

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	都心まちづくり部担当課長（栄開発）
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

別表2

所属	役職
総務局	総合調整部総合調整課長
スポーツ市民局	地域振興部地域振興課長
住宅都市局	都心まちづくり部担当課長（栄開発）
緑政土木局	中土木事務所長
中区	区政部長
	区政部地域力推進課長

別表3（第6条関係）

時期	地域団体
令和7年4月から令和9年3月まで	栄東発展会
令和9年4月から令和11年3月まで	栄東まちづくりの会
令和11年4月から令和13年3月まで	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会

令和13年4月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、同月から2年ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。

別表3

時期	地域団体
令和7年4月から令和9年3月まで	栄東発展会
令和9年4月から令和11年3月まで	栄東まちづくりの会
令和11年4月から令和13年3月まで	一般社団法人栄東女子大小路ビル協会

令和13年4月以降の会長に選出される委員が所属する地域団体は、同月から2年ごとに栄東発展会、栄東まちづくりの会、一般社団法人栄東女子大小路ビル協会の順とする。

栄東まちづくり協議会事務局規程の改正について

1. 改正の概要

- ・2026年4月1日からの事務局体制の変更に伴い、事務局長に中区区政部企画
　　経理課長を充てる条項を削除し、事務局長の代決権限事項を変更（詳細は別
　　紙1参照）する。
- ・規程内での表記についての軽微な修正を行う。

2. 改正案

- (1) 改正案 : 別紙2のとおり（新旧対照表：別紙3参照）
- (2) 施行期日 : 2026年4月1日

＜審議事項＞

栄東まちづくり協議会事務局規程の改正について、
上記2のとおり実施してよろしいか。

事務局長の代決権限事項の変更内容について

改正前

<事務局長が代決権限がある事項>

- ①職員の任免・給与
- ②職員の休暇・時間外勤務命令、出張命令
- ③栄東まち活性化事業補助金の取り扱い
- ④代金の請求・領収
- ⑤財産の無償の借り入れの決定
- ⑥寄付の受領決定
- ⑦予算の流用
- ⑧取引銀行の決定
- ⑨経費の支出決定
- ⑩契約の締結・変更・解除・その他
- ⑪前渡金・仮払金・概算払の監督・精算
- ⑫預り金の受払い
- ⑬収入の調定・領収
- ⑭物品の受払通知、使用中の物品の検査、物品の不用の決定
- ⑮現金の出納保管
- ⑯証明
- ⑰文書の進達・伝達、申請・届出・報告・照会・回答等
- ⑱保存文書の廃棄・保存期間の延長の決定
- ⑲所管の物品の広告掲載の承認
- ⑳協議会後援名義の使用の承認
- ㉑公印の使用の承認

改正後（案）

<会長・副会長の決裁とする事項>

- ①職員の任免・給与
- ③栄東まち活性化事業補助金の取り扱い
- ④代金の請求・領収
- ⑤財産の無償の借り入れの決定
- ⑥寄付の受領決定
- ⑦予算の流用
- ⑧取引銀行の決定
- ⑩1件30万円を超える契約の締結・変更・解除・その他
- ⑪1件10万円以上の物品の不用の決定
- ⑯証明
- ⑯所管の物品の広告掲載の承認
- ⑳協議会後援名義の使用の承認



<事務局長が代決権限がある事項>

- ②職員の休暇・時間外勤務命令、出張命令
(ただし、会長へ毎月報告する)
- ⑨経費の支出
- ⑩1件30万円以下の契約の締結・変更・解除・その他
- ⑪前渡金・仮払金・概算払の監督・精算
- ⑫預り金の受払い
- ⑬収入の調定・領収
- ⑭物品の受払通知、使用中の物品の検査、
1件10万円未満の物品の不用の決定
- ⑮現金の出納保管
- ⑰文書の進達・伝達、申請・届出・報告・照会・回答等
- ⑱保存文書の廃棄・保存期間の延長の決定
- ㉑公印の使用の承認

栄東まちづくり協議会事務局規程（改正案）

（目的）

第1条 この規程は、栄東まちづくり協議会規約第19条の規定に基づき、栄東まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 補助金の申請・精算に関すること。
- (4) 協議会の事業に係る入札、契約、業務管理及び支払に関すること。
- (5) 協議会の庶務・経理に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関する必要な事項

（組織）

第3条 事務局に事務局長及び事務職員を置く。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職員の服務）

第5条 事務局長及び事務職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外の他職の兼業は妨げない。

2 事務局長及び事務職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の役員・会員等の職を兼ねてはならない。

（代決）

第6条 事務局長の代決権限事項は別表第1のとおりとする。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印の名称、形式、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

（文書の処理）

第8条 協議会に関する文書は、事務局にて收受した後すみやかに処理しなければならな

い。

- 2 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、別表第3の文書保存年限一覧表に基づき保存しなければならない。
- 3 保存期間を経過した保存文書は廃棄するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

代決権限事項

事務局長
<u>1</u> 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
<u>2</u> 経費の <u>支出</u> に関すること。
<u>3</u> <u>予定価格又は契約金額が 1 件 30 万円以下の</u> 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。
<u>4</u> 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。
<u>5</u> 預り金の受払いに関すること。
<u>6</u> 収入の調定及び領収に関すること。
<u>7</u> 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び <u>1 件 10 万円未満の</u> 物品の不用の決定に関すること。
<u>8</u> 現金の出納保管に関すること。
<u>9</u> 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。
<u>10</u> 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。
<u>11</u> 公印の使用の承認に関すること。

別表第 2(第 7 条関係)

公印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途
会長印	古印体	方 21	栄東まちづくり 協 議 会 会 長 之 印	対外全般

別表第 3(第 8 条関係)

文書保存年限一覧表

保存年限	分類	文書内容	備考 (準拠)
30 年	総務	○規約、規程	
		○委員名簿	
		○官公署(所)への提出書類、通達書	
10 年	総務	○重要会議議事録（予算・決算会議など）	会社法第 318 条・第 371 条
		○重要会議提出資料(予算・決算会議など)	
		○契約関係書類	
	経理	○決算書（収支計算書、貸借対照表など）	会社法第 432 条・第 435 条
		○総勘定元帳など重要な帳簿	同上
7 年	経理	○決算関連書類	法人税法規則第 59 条 所得税法規則第 63 条
		○取引帳簿	同上
		○証憑類	同上
		○給与所得者の扶養控除申告書など	国税通則法第 70 条～第 73 条
		○源泉徴収簿	同上
5 年	企画	○事業計画に関する書類	
	経理	○監査役の監査報告書	会社法第 442 条
4 年	人事	○雇用保険の被保険者に関する書類	雇用保険法規則第 143 条
		○雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿	保険料の徴収等規則第 72 条
3 年	総務	○協議会の運営に関する書類	
		○事務局職員出勤簿	
		○通常会議議事録	
		○寄付・賛助等に関する書類	
	人事	○労働者名簿	労働基準法第 109 条 同法規則第 56 条
		○雇入れ等に関する書類	同上
		○労災保険に関する書類	労災保険法規則第 51 条
2 年	人事	○健康保険・厚生年金保険に関する書類	健康保険法規則第 34 条 厚生年金法規則第 28 条
1 年	総務	○上記に掲げるもの以外の文書	

栄東まちづくり協議会事務局規程（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）
(所掌事務) 第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。 (1) 協議会の会議に関すること。 (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。 (3) 補助金の申請・精算に関すること。 (4) 協議会の事業に係る入札、契約、業務管理及び支払に関すること。 (5) 協議会の庶務・経理に関すること。 (6) その他協議会の運営に関し必要な事項	(所掌事務) 第2条 協議会に関する事務は、協議会の事務局（以下「事務局」という。）においてこれを行う。 (1) 協議会の会議に関すること。 (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。 (3) 補助金の申請・精算に関すること (4) 協議会の事業に係る入札、契約、業務管理及び支払に関すること。 (5) 協議会の庶務・経理に関すること。 (6) その他協議会の運営に関し必要な事項
(組織) 第3条 事務局に事務局長 <u>及び事務職員</u> を置く。 (削除) (削除)	(組織) 第3条 事務局に事務局長を置く。 2 前項の事務局長は、中区企画経理室長の職にある者をもってこれを充てる。 3 事務局に事務職員を置くことができる。
(職員の服務) 第5条 <u>事務局長及び</u> 事務職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外の他職の兼業は妨げない。 2 <u>事務局長及び</u> 事務職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の役員・会員等の職を兼ねてはならない。	(職員の服務) 第5条 事務職員は、協議会の職務に専念すること。ただし、勤務時間以外の他職の兼業は妨げない。 2 事務職員は、名古屋市中区栄四丁目・五丁目に関連する他の団体の役員・会員等の職を兼ねてはならない。
附 則 この規程は平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は令和8年4月1日から施行する。</u>	附 則 この規程は平成28年4月1日から施行する。 附 則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

栄東まちづくり協議会事務局規程（新旧対照表）

新（改正案）	旧（現行）				
<p>別表第1(第6条関係) 代決権限事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(削除)</p> <p>1 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>2 経費の<u>支出</u>に関すること。</p> <p>3 <u>予定価格又は契約金額が1件30万円以下の</u>契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。</p> <p>4 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。</p> <p>5 預り金の受払いに関すること。</p> <p>6 収入の調定及び領収に関すること。</p> <p>7 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び<u>1件10万円未満の</u>物品の不用の決定に関すること。</p> <p>8 現金の出納保管に関すること。 (削除)</p> <p>9 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。</p> <p>10 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 (削除) (削除)</p> <p>11 公印の使用の承認に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	事務局長	<p>(削除)</p> <p>1 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>2 経費の<u>支出</u>に関すること。</p> <p>3 <u>予定価格又は契約金額が1件30万円以下の</u>契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。</p> <p>4 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。</p> <p>5 預り金の受払いに関すること。</p> <p>6 収入の調定及び領収に関すること。</p> <p>7 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び<u>1件10万円未満の</u>物品の不用の決定に関すること。</p> <p>8 現金の出納保管に関すること。 (削除)</p> <p>9 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。</p> <p>10 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 (削除) (削除)</p> <p>11 公印の使用の承認に関すること。</p>	<p>別表第1(第6条関係) 代決権限事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務局長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1 事務職員の任免及び給与に関すること。 2 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 3 栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。 4 代金の請求及び領収に関すること。 5 財産の無償の借り入れの決定に関すること。 6 寄付の受領決定に関すること。 7 予算の流用に関すること。 8 取引銀行の決定に関すること。 9 経費の支出決定に関すること。 10 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。 11 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。 12 預り金の受払いに関すること。 13 収入の調定及び領収に関すること。 14 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。 15 現金の出納保管に関すること。 16 証明に関すること。 17 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。 18 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 19 所管の物品における広告掲載の承認に関すること。 20 協議会後援名義の使用の承認に関すること。 21 公印の使用の承認に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table>	事務局長	<p>1 事務職員の任免及び給与に関すること。 2 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 3 栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。 4 代金の請求及び領収に関すること。 5 財産の無償の借り入れの決定に関すること。 6 寄付の受領決定に関すること。 7 予算の流用に関すること。 8 取引銀行の決定に関すること。 9 経費の支出決定に関すること。 10 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。 11 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。 12 預り金の受払いに関すること。 13 収入の調定及び領収に関すること。 14 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。 15 現金の出納保管に関すること。 16 証明に関すること。 17 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。 18 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 19 所管の物品における広告掲載の承認に関すること。 20 協議会後援名義の使用の承認に関すること。 21 公印の使用の承認に関すること。</p>
事務局長					
<p>(削除)</p> <p>1 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p>2 経費の<u>支出</u>に関すること。</p> <p>3 <u>予定価格又は契約金額が1件30万円以下の</u>契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。</p> <p>4 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。</p> <p>5 預り金の受払いに関すること。</p> <p>6 収入の調定及び領収に関すること。</p> <p>7 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び<u>1件10万円未満の</u>物品の不用の決定に関すること。</p> <p>8 現金の出納保管に関すること。 (削除)</p> <p>9 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。</p> <p>10 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 (削除) (削除)</p> <p>11 公印の使用の承認に関すること。</p>					
事務局長					
<p>1 事務職員の任免及び給与に関すること。 2 事務職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。 3 栄東まち活性化事業補助金の取扱いに関すること。 4 代金の請求及び領収に関すること。 5 財産の無償の借り入れの決定に関すること。 6 寄付の受領決定に関すること。 7 予算の流用に関すること。 8 取引銀行の決定に関すること。 9 経費の支出決定に関すること。 10 契約の締結、変更及び解除並びにその他契約に関すること。 11 前渡金、仮払金及び概算払の監督並びに精算に関すること。 12 預り金の受払いに関すること。 13 収入の調定及び領収に関すること。 14 物品の受払通知、使用中の物品の検査及び物品の不用の決定に関すること。 15 現金の出納保管に関すること。 16 証明に関すること。 17 文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、照会及び回答等に関すること。 18 保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関すること。 19 所管の物品における広告掲載の承認に関すること。 20 協議会後援名義の使用の承認に関すること。 21 公印の使用の承認に関すること。</p>					

専門アドバイザーの推薦について

1. 目的

2026年4月1日からの事務局体制の変更に伴い、事務局長の中区区政部企画経理課長の充て職が解消されることから、適切な補助金の執行や協議会の運営等に関して専門アドバイザーを置くもの。

2. 専門アドバイザーについて

栄東まちづくり協議会規約第12条に規定されている。

【参考】栄東まちづくり協議会規約（該当部分の抜粋）

第12条 会議に専門アドバイザーを置くことができる。

2 専門アドバイザーは、会議が推薦し、会長が委嘱する。

3 専門アドバイザーの報酬については、会長が別に定める。

3. 候補者について

- ・候補者：中区区政部企画経理課長の職にある者
- ・任 期：2026年4月～2027年3月
- ・報 酬：なし

＜審議事項＞

専門アドバイザーの推薦について、
上記1～3のとおり実施してよろしいか。

公園整備・活用事業について

1. 12月定例会の報告事項

・実施結果の報告

池田公園トイレの「多目的室の扉の鍵の不具合」と「多目的室のおむつ交換台のクッション欠損及び破損」を修繕し、事業予算 100,000 円に対し支出額が 98,260 円（執行残 1,740 円）となった。

・今後の事業執行予定

- ① 「置き型看板」の本体及びパネルの破損を一部確認しているため、全 8 台の現状を確認し、次回以降の定例会で事業執行について審議いただく。
- ② 「トイレの床塗装等」について、汚れにくく耐久性の高い建材や最適な改修方法の調査を進める。

(本体の破損) (パネルの破損)

2. 追加の事業内容（案）

・内容：置き型看板（2023 年度に 8 台製作・設置。注水式）

について、破損し注水できなくなっている「本体 6 台」に充填するための砂利の購入と、破損した「パネル 4 枚」の交換用パネルを作成し、修繕を行う。

なお、砂利の充填及びパネルの交換作業は協議会事務局職員が行う。

【概算費用】33,740 円

（充填用砂利 740 円、
パネル作成 33,000 円）



・費用：不足額 32,000 円を「地域活性化事業（イルミネーション装飾）」より流用する。

事業予算 「公園整備・活用 事業」	執行残	不足額	流用後の事業 予算
100,000 円	1,740 円	32,000 円	132,000 円

<審議事項>

公園整備・活用事業について、
上記 2 のとおり追加で事業を実施してよろしいか。

防犯事業 防犯カメラの維持管理について

1. 12月定例会の審議結果

栄5丁目で運用している防犯カメラ34か所38台（2025年度の整備対象を覗いた数量）の「一斉点検」及び「時刻・画角の補正」を追加し、事業を進める。

※進捗状況：2月28日までに「一斉点検」及び「時刻・画角の補正」を完了予定。点検により修繕工事が必要であることが判明した場合、内容・費用・スケジュールを精査のうえ、2025年度中に実施する場合は3月定例会で事業執行について審議いただく予定

2. 追加の事業内容（案） ※事業予算に計上されていない内容

- 内容：録画不良等故障した記録装置（ハードディスクドライブ）の適切な処分を行う。

【概算費用】故障 HDD の処分 26,000 円

- 費用：不足額 24,000 円を「街路灯整備事業（街路灯の維持管理）」より流用する。

事業予算 「防犯事業（防犯 カメラの維持管 理）」	執行残	不足額	流用後の事業 予算
660,000 円	2,134 円	24,000 円	684,000 円

＜審議事項＞

防犯事業 防犯カメラの維持管理について、
上記2のとおり追加で事業を実施してよろしいか。

ワンタッチテント用雨どい及びウエイトの購入について

1. 経緯

2026 年度実施事業に係る地域要望である「ワンタッチテントの購入（「防災事業（防災訓練の実施）」）について、2025 年度予算の執行残を利用して一部購入することが 1 月定例会において承認された。その際、テントを連棟した場合にテント間の設置面から雨水が流れ落ちないよう、雨天対策として雨どいの購入が提案された。

2. 購入内容（案）

- 内容：防災訓練においてワンタッチテントを安全に設営し、雨天でも快適に事業の運営できるよう、ワンタッチテント 9 張分(*)を設営する際に必要となる数量の「雨どい」及び「ウエイト」を 2025 年度予算の執行残を利用して購入する。

(*9 張：協議会所有予定 8 張 + 栄東まちづくりの会所有 1 張)

【概算費用】244,000 円

(雨どい 8 個 142,000 円、
ウエイト(10kg) 12 個 102,000 円)

- 費用：不足額 244,000 円を「街路灯整備事業（街路灯の維持管理）」より流用する。

事業予算 「防災事業（防災訓練の実施）」	執行残	不足額	流用後の 事業予算
1,186,000 円	556 円	244,000 円	1,430,000 円

＜審議事項＞

ワンタッチテント用雨どい及びウエイトの購入について、
上記 2 のとおり実施してよろしいか。